

改正

平成22年4月1日訓令第10号

中城村日常生活用具給付等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中城村障害者地域生活支援事業実施規則（平成19年中城村規則第3号）第2条第1項第3号に基づく日常生活用具給付等事業の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者等」とは、村内に居住地を有する在宅の障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）をいう。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第3条 給付等の対象となる用具及びその対象者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は、対象者から除くものとする。

- (1) 給付等の対象となる用具の種目は、別表の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる障害者等とする。
- (2) 用具の貸与の対象者は、前号に掲げる障害者等であって、市町村民税非課税世帯に属する者とする。

(申請)

第4条 用具の給付等を受けようとする障害者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で障害者等を現に保護する者をいう。以下同じ。（以下「申請者」という。））は、中城村日常生活用具給付（貸与）申請書（第1号様式）を村長に提出するものとする。

(調査)

第5条 村長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、中城村日常生活用具給付（貸与）調査書（第2号様式）を作成し、給付等の要否を決定するものとする。

(決定)

第6条 村長は、前条の調査により予算の範囲内で用具の給付等を決定したとき又はその申請の却下を決定したときは、中城村日常生活用具給付（貸与）決定（却下）通知書（第3号様式）によ

り申請者に通知するものとする。

- 2 村長は、前項の規定により用具の給付等を決定したときは、中城村日常生活用具給付（貸与）券（第4号様式。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

（用具の給付）

第7条 前条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた障害者等又はその申請者は、用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

（用具の貸与）

第8条 第6条第1項の規定により用具の貸与の決定を受けた障害者等又はその申請者は、村長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

- 2 前項の規定による用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに村長が第11条第1項各号に規定する貸与の取消しの決定を行わないときは、1年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

（費用の負担）

第9条 第6条第1項の規定により用具の給付等の決定を受けた障害者等又はその申請者（以下「給付等決定者等」という。）は、当該用具の給付等に要する費用の一部を業者に直接支払うものとする。

- 2 前項の規定により支払う額（以下「費用負担額」という。）は、法第76条に基づく補装具費の支給の例によるものとする。

（業者への支払い）

第10条 村長は、業者から用具の給付等に要した費用の請求があったとき（給付の場合は、給付券を添付して）は、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により給付等決定者等が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付等に要した費用は、別表の「基準額」の欄に定める額を限度額とする。

（貸与の取消し）

第11条 村長は、用具の貸与を受けた者（以下「用具貸与者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すものとする。

- （1）第3条第2号の規定による対象者でなくなったとき。
- （2）障害者等でなくなったとき。
- （3）障害者等が死亡したとき。

2 村長は、前項の規定による貸与の取消しを行うときは、中城村日常生活用具貸与取消通知書（第5号様式）により用具貸与者に通知するものとする。

（排泄管理支援用具の特例）

第12条 村長は、障害者等の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

（1） 暦月を単位として1ヶ月ごとに給付券1枚を交付すること。

（2） 別表の基準額（月額）の範囲内で1ヶ月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額を給付券1枚に記載して交付すること。

（3） 給付券は、申請1回につき6枚（半年分）まで一括交付すること。

（4） 第9条に規定する費用の負担については、給付券1枚につき1カ月に必要とする排泄管理支援用具に相当する給付額について行うこと。

（再給付等の決定）

第13条 村長は、既に給付等を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の例により当該用具の耐用年数を勘案のうえ再給付等の決定を行うものとする。

（譲渡等の禁止）

第14条 用具の給付等を受けた者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、給付を受けた者が死亡した場合はその限りでない。

（費用及び用具の返還）

第15条 村長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等を受けた者があるとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

（台帳の整備）

第16条 村長は、用具の給付等の状況を明確にするため、中城村日常生活用具給付（貸与）台帳（第6号様式）を整備するものとする。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 施行前において、重度身体障害者日常生活用具給付事業及び中城村重度障害児・知的障害者日常生活用具給付事業の規定によりなされた給付を受けた用具の耐用年数については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の前になされたこの要綱の規定による行為に相当する行為は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

(要綱の廃止)

4 重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱（平成16年訓令第10号）及び中城村重度障害児・知的障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成12年訓令第9号）は廃止する。

別表（第3条、第10条関係）

種別	種目	対象者	性能	基準額
介護・訓練 用支援用 具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障害者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合は2級を含む。）、及び重度又は最重度の知的障害者（児）。ただし、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者（児）。ただし、	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者（児）又は介護者が容易	67,000円

		原則として学齡児以上の者	に使用し得るもの	
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	身体障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齡児以上の者	介助者が身体障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）。ただし原則として3歳以上の者	介護者が身体障害者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児。ただし、原則として3歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児。ただし、原則として学齡児以上の者	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの	159,200円
自立生活	入浴補助用	下肢又は体幹機能に障害	入浴時の移動、座位の保	90,000円

支援用具	具	を有する身体障害者（児）で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもので手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,850円
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	4,460円
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 身体障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住	60,000円

		宅改修を伴うものを除く。	
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者（児）。又は、重度又は最重度の知的障害者（児）若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの ア) スポンジ及び革を主材料としているもの イ) スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	ア) 15,200円 イ) 36,750円
特殊便器	上肢障害２級以上の身体障害者（児）及び重度又は最重度の知的障害者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円
火災警報器	障害等級２級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円

		ずる世帯		
	自動消火器	障害等級 2 級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円
	電磁調理器	視覚障害 2 級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号	聴覚障害 2 級以上の聴覚障害者（児）で聴覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として 3 歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円

		の者		
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者（児）	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	17,000円
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	9,000円
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	18,000円
情報・意思疎通支援用	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	98,800円
	情報・通信支	上肢機能障害2級又は視	障害者向けのパーソナ	100,000円

援用具	覚障害 2 級以上の身体障害者（児）	ルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト 上肢機能障害者（児） インテリキー、ジョイスティック等視覚障害者（児） 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級）を有する身体障害者（児）であつて、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円
点字器	視覚障害 2 級以上の視覚障害者（児）。原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 (1) 標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製 (2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	(1) 標準型 ア 10,400円 イ 6,600円 (2) 携帯用 ア 7,200円 イ 1,650円
点字タイプライター	視覚障害 2 級以上の視覚障害者（児）で就労若し	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	63,100円

		くは就学している者又は 就労が見込まれる者		
視覚障害者 用ポータブル レコーダ ー	視覚障害2級以上の視覚 障害者(児)。ただし、 原則として学齢児以上の 者	音声等により操作ボタ ンが知覚又は認識でき、 かつ、D A I S Y方式に よる録音並びに当該方 式により記録された図 書の再生が可能な製品 であって、視覚障害者 (児)が容易に使用し得 るもの		85,000円
視覚障害者 用活字文書 読上げ装置	視覚障害2級以上の視覚 障害者(児)。ただし、 原則として学齢児以上の 者	文字情報と同一紙面上 に記載された当該文字 情報を暗号化した情報 を読み取り、音声信号に 変換して出力する機能 を有するもので、視覚障 害者(児)が容易に使用 し得るもの		99,800円
視覚障害者 用拡大読書	視覚に障害を有する視覚 障害者(児)であって、 本装置により文字等を読 むことが可能になる者。 ただし、原則として学齢 児以上の者	画像入力装置をもの(印 刷物等)の上に置くこと で、簡単に拡大された画 像(文字)をモニターに 映し出せるもの		198,000円
盲人用時計	視覚障害2級以上の視覚 障害者(児)。なお、音 声時計は、手指の触覚に 障害がある等のため触読	視覚障害者(児)が容易 に使用し得るもの	触読式 音声式	10,300円 13,300円

		式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	
聴覚障害者 用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者（児）等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者（児）等が容易に使用できるもの	71,000円
聴覚障害者 用情報受信	聴覚障害者（児）であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害（児）が容易に使用し得るもの	88,900円
人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 8,100円

		電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式 70,100円
福祉電話（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者等又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であつてコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者。ただし、聴覚障害者等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	聴覚障害者等又は身体障害者が容易に使用し得るもの	新規設置 83,300円 回線切換のみ 2,000円
ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の聴覚障害者等であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話（福祉電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な聴覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる	聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	7,700円

		世帯		
	視覚障害者 用ワードプ ロセッサ ー (共同利用)	視覚障害者（児）で就労 若しくは就学している者 又は就労が見込まれる者	編集、校正機能を持ち、 日本点字表記法に基づ き、入力した文章を自動 的に点字変換が可能で 点字プリンターとの連 動により点字文書の作 成及び音声化ができる もの	1,030,000円
	点字図書	村長が別に定める。		
排泄管理 支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造 設者	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を 使用した密封型又は下 部開放型でラテックス 製又はプラスチックフ ィルム製の収納袋 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を 使用した密封型のラテ ックス製又はプラスチ ックフィルム製の収納 袋で尿処理用のキャッ プ付のもの	蓄便袋 月額 8,858円 蓄尿袋 月額 11,639円
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等に よりストマ装具の使用が 困難な者又は3歳以上の 者で高度の排便若しくは 排尿機能障害の者又は脳 原性運動機能障害かつ意	紙おむつ、洗腸用具、サ ラシ・ガーゼ等衛生用品	月額 12,000円

		思表示困難者		
	収尿器	高度の排尿機能障害	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	村長が別に定める。		

注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

第1号様式（第4条関係）

中城村日常生活用具給付（貸与）申請書

年 月 日

中城村長 殿

中城村日常生活用具給付事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

また、日常生活用具給付（貸与）申請のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料、その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

申請者	フリガナ	-----		生年月日	明治 昭和	大正 平成	年 月 日
	氏名			性別	男・女		
	居住地	〒		電話番号			
身体障害者手帳	手帳番号	第 号	交付年月日	年 月 日			
	障害種別	視覚・聴覚等・音声等・肢体不自由・内部・免疫			障害等級	級	
	障害名						
療育手帳又は 精神障害者 保健福祉手帳	手帳番号	第 号	交付年月日	年 月 日			
	障害等級	級					
世帯状況	氏名	申請者との 続柄	生年月日	氏名	申請者との 続柄	生年月日	

給付（貸与）を受けたい用具名称				希望する型式 規 模 等			
給付を希望する理由及び介護の状況							
給付（貸与）の上で特に希望する事項							
該当する所得区分		生活保護・低所得1・低所得2・一般・一定所得以上					
世帯範囲の特例に関する認定		<input type="checkbox"/> 下記のいずれにも当てはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1 税制上、障害者が同一の世帯に属する者の扶養控除の対象となっていない。 2 医療保険制度において、同一の世帯に属する者の被扶養者となっていない。					
生活保護への移行予防措置に関する認定		<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防措置を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。					

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下記の欄に記入）	
氏名		申請者との 関 係
住所	〒	電話番号

第2号様式（第5条関係）

中城村日常生活用具給付（貸与）調査書

対象者番号				申請年月日		年 月 日		
対 象 者	フリガナ			生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日		
	氏名			性別	男 ・ 女			
	居住地	〒		電話番号				
世 帯 員 の 状 況	氏名	年齢	対象者との続柄	課税区	税分	村民税均等割	村民税所得割	備考
世帯区分	1 生活保護 5 一定所得以上	(2 低所得1 3 低所得2)		4 一般				
基準額	見積額	利用者負担額		公費負担額				
月額負担上限額								
用具名	基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額				
合計								
※ 貸与の場合は、確認不要。 上記のとおり確認しました。 年 月 日 調査員 氏名 印								

第3号様式（第6条関係）

中城村日常生活用具給付（貸与）決定（却下）通知書

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
 中城村字 様 文 書 番 号
 年 月 日

様

中城村長

印

中城村日常生活用具給付事業実施要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定

給付等番号				給付等決定日	年	月	日
給付等決定者	フリガナ	生年月日	明治 昭和	大正 平成	年	月	日
	氏名	性別	男 ・ 女				
居住地	〒 電話番号						
給付する用具名 (型式・規模等を含む)							
納入業者	名称						
	所在地 電話	F A X					
世帯区分	生活保護・低所得1・低所得2・一般・一定所得以上						
基準額	見種額	利用者負担額	公費負担額				
月額負担上限額	円	円	円				
注意事項	1 日常生活用具の給付等には、費用の一部を業者に直接支払うことを条件に交付されるものであり、給付等決定者が支払うこととされた額については、速やかに業者に支払って下さい。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。 3 2に違反した場合には、当該給付等に要した費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。						

2 却下

却下理由	
------	--

<不服申立て及び取消訴訟>

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、沖縄県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- また、処分の取消の訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に中城村を被告として（訴訟において中城村を代表する者は中城村長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消の訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求のあった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

<問い合わせ先>

中城村役場 福祉課
 〒901-2493 沖縄県中城村字当間176番地 電話 098-895-2131

第4号様式（第6条関係）

中城村日常生活用具給付（貸与）券

① 給付番号		② 給付券発行日 年 月 日	
③ 対象者氏名		④ 生年月日	
⑤ 居住地			
⑥ 扶養する者の氏名		⑦ 対象者との続柄	
⑧ 給付する用具名 (型式、規模等)	⑨ 価 格	⑩ 給付を受ける者 又は扶養する者 が支払うべき額	⑪ 公費負担額
⑫ 納入業者名		⑬ 納入業者の住所	
⑭ この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限		業者の公費支払請求期限
上記のとおり決定する。 年 月 日 <p style="text-align: right;">中城村長 印</p>			
⑮ 業者の納付した日	⑯ 給付を受けた者又は扶養する者より受領した額	⑰ 受領業者名及び年月日	
		受領業者	印
		受領年月日	
⑱ 用具受領者氏名及び年月日		⑲ 検 収 者	
受領者	印	職 名	
受領年月日		氏 名	印
⑳ その他特記事項			

注 本表は①～⑭、⑱までは村長、⑮～⑰までは納付した業者が、⑱は受領者が記入すること。

第5号様式（第11条関係）

中城村日常生活用具貸与取消通知書

〒 ー
中城村字

文 書 番 号
年 月 日

様

中城村長 印

中城村日常生活用具給付事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

給付等決定者	フリガナ	-----	生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和 平成
	氏 名		性 別	男 ・ 女
	居 住 地	〒	電話番号	
支給番号		貸与取消日	年 月 日	
貸与用具名称 (型式・規模等を含む)				

貸与用具を中城村役場福祉課に返還して下さい。ただし、既に返還されている方は、不要です。

返 還 先 中城村役場 福祉課 沖縄県中城村字当間176番地
電話 098-895-2131

返還期限 年 月 日

<不服申立て及び取消訴訟>

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、沖縄県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- また、処分の取消の訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に中城村を被告として（訴訟において中城村を代表する者は中城村長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消の訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求のあった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

<問い合わせ先>

中城村役場 福祉課
〒901-2493 沖縄県中城村字当間176番地 電話 098-895-2131

第6号様式（第16条関係）

中城村日常生活用具給付（貸与）台帳

申請年月日	対象者番号	氏名	居住地	連絡先	手帳番号	障害種別	等級	給付(貸与)決定日	品目	給付券番号	業者名	価格	費用負担額	世帯区分	受領日	支私額(公費負担額)	備考
										給付券番号							
										給付券番号							
										給付券番号							
										給付券番号							
										給付券番号							
										給付券番号							
										給付券番号							
										給付券番号							
										給付券番号							
										給付券番号							
										給付券番号							
										給付券番号							
										給付券番号							
										給付券番号							
										給付券番号							
										給付券番号							
										給付券番号							
										給付券番号							